			_	
2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	16~ 17	スリーブをシェル穴部に入れ込む作業中、位置がずれてしまった為普段はひもを手 で引き修正を行うが治具を使用して修正しようとしたところ、スリーブが治具から はずれてしまい左手首に刺してしまった。		50 ~ 99
1	9~ 10	ゴム練り職場のゴム塗布室にて、ゴム切断機で白ゴムを切断する作業をしていた時に、ゴムが上手く落ちてこなかったため、機械を止めずに安全カバーの下の隙間から左手を入れてゴムを落とそうとし、刃物で左示指の先端を切断した。		100 ~ 299
1	15~ 16	本社、1階製品加工場で、昇降盤を使用して塩ビ板5mm、製品 (600mm×370mm) 残板 (600mm×630mm) を切断した後、製品を移動させようとした時に誤って、左手の人差し指、及び小指を負傷した。 当時、職長と負傷者の2名で作業していた。 板を移動させる時の不安全行動として、切断刃 (回転体) 完全停止前に行動したこと、板を持ち上げ時に滑って手が刃へ向いたこと、回転体を直視せずよそ見をして停止確認を怠ったこと、慣れによりKYを怠ったことが考えられる。	26	10 ~ 29
2	14~15	工場内でバンドソーにてプラスチック製の自動車部品(縦10cm、横30cm)の粗取り作業をしていたところ、両手で部品を持ち、上下に動く帯ノコ刃(幅1cm、厚み2mm)に向かって部品を奥に動かしながら切った際、帯ノコ刃が右手環指に当たり負傷した。	56	50 ~ 99
2	9~10	ノコ盤を使用して、550×70×12mmの木材の縦引き作業中、手が滑ってしまい右手 拇指を負傷した。	47	50 ~ 99

3	15~16	通常作業の1つである大型金型を放電加工桟に工具を使い取りつける際、金型の角 の薄いエッジに左手首付近をぶつけ、6針を縫う裂傷を負った。	44	50 ~ 99
3		原反巻取機にて巻き替えトラブルの調整作業を行っている時に、エアの吹き出し角度を確認する為、原反をカットする鋸刃との間に左手を入れた状態でエアスイッチを押そうとした。 そのスイッチボタンはタッチパネル上にあったが、パネルを見ていない状態でスイッチを押した為に位置がずれ、鋸刃のボタンを押し、鋸刃が作動して左手指を切創した。	51	50 ~ 99
4		第一工場仕上作業場において、カッターの刃を交換するため、替刃ケースのふたを開けようとした際、同じケースに保管してあった接着剤が漏れてふたの部分が接着されて開かなかったため、別のカッターで削ったところ、カッターが滑り左手親指を切ってしまった。	46	50 ~ 99
4	14~ 15	作業場においてユニットハウス組立中、幅90cmのカラー鋼板の壁パネルを入れようとして、パネルが約20cm下に滑り落ち、持っていた右手親指を切傷した。	36	10 ~ 29
7	14~15	製造用設備のガラス器具を組み立てている際反応容器のふたに撹拌羽根を取り付けている時ガラス製の反応容器ふたが撹拌羽根に接触し、割れてしまい、右手小指を割れたガラスで切ってしまった。		100 ~ 299
7		製品のバリをコンベアに流していたところ、コンベアがいっぱいであったため、コンベア上方に投げ入れ様とした際ロボット(停止中)の刃がある事を忘れ誤って刃に左手薬指甲近辺を当て負傷してしまった。		50 ~ 99
7	9~10	工場内において、冶具部品の取替を、冶具と冶具の隙間(約60cm)に作業員二人で背中合わせで作業をしていた。 一人が、グラインダー作業を終え駆動を止めて振り返った際、グラインダーの刃が完全に停止しておらず、もう一人の背中に刃が当たり負傷した。 作業ルールでは、背中合わせでの作業を禁止していた。 次の作業へ急いで移動しようとし、グラインダーの駆動の停止確認を怠った。	18	
7		ボール盤の穴あけ箇所の面取りを行うため、製品を左手で固定し、面取りしていた。 面取りカッターは研磨したばかりのため、くい込み、左手で固定していた製	48	10 ~

		品が回り、固定していた左手がカッターに当たり、左手人差し指を切った。		29
7	8~9	作業台で作業をしているとき、カッターの刃の交換時になかなか入らなかったので、力を入れ過ぎて滑り、誤って左小指の第1関節の箇所を切った。	41	10 ~ 29
10	20~ 21	丸ノコ自動カット設備(1,140×700×980)で、成形品カット作業を実施中(1サイクル毎にスタートスイッチON)1サイクル終了後、設備の横に行き、設備の上部に右腕を掛け、設備の裏側下部の通常では手を入れない切り粉排出口(Φ100)の中に左手を入れてしまった際、右手を掛けていた近くにあるスタートスイッチに触れてしまい刃物が回転し、指先が刃物に触れてしまった。	60	30 ~ 49
10	16~ 17	磨き班乾式3号機前バフ機でエアーブロー作業場を交代しようとした時に、後方を確認せず後ずさりしたため、回転しているバフ機に背部が当たり、背部を火傷した。	29	100 ~ 299
11	16~ 17	事務用・通信用機器組立作業場においてプラスチックダンボールで用品入箱を作成中、プラスチックダンボールを床面に置いてカッターナイフで切り込みをしていた時、誤って金尺で押さえていた左手にカッターが当たり負傷した。	61	10 ~ 29
11	15~ 16	工場構内にて、直径約30cm、幅約10cmのクラフトテープを丸鋸で断裁中、クラフトテープを固定する台はなく、不安定な状態のままパレティーナのなか一人で作業していた。 断裁中、クラフトテープを押さえていた左手が滑ってしまい、左手人差し指第一関節上を右手で使用していた丸鋸で裂傷した。	60	10 ~ 29
12	20~21	工場で、ガスキャビネットの組み立て作業中、点検口開口部の端面に触れ切創した。	22	100 ~ 299
12	15~16	トラックから供花をおろす作業中、トラック荷台の入り口のところに出ていた突起 (ネジのようなもの)に右手人差し指を引っ掛けて切ってしまった。	20	30 ~ 49
12	11~12	作業中にカッターナイフが左腕に当たり、切ってしまった。	39	10

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206 09.html